給与支払報告書等作成上の注意

年の途中で退職した方の給与支払報告書の作成も必要となります。

作成書類

下記の1・2・3（3については、該当する場合）の書類を作成し、ご提出ください。

1 給与支払報告書（総 括 表）・・・ 1枚 （副本不要）

2 給与支払報告書（個人別明細書）・・・ 受給者1人につき1枚 （副本不要）

2 については、支払金額等により、以下のどちらかを使用してください。

- **・オレンジ（3枚組）：支払金額が法人役員で150万円、一般の受給者で500万円を超える者**
- **・グリーン（2枚組）：上記オレンジ対象者以外**

源泉徴収票は、受給者本人に交付してください。オレンジの場合、本人交付用と税務署提出用があるのでご注意ください。

3 普通徴収切替理由書 ・・・ 1枚

普通徴収切替理由に該当する（特別徴収ができない）場合、作成してください。（別紙参照）

館山市へ報告する従業員が全員特別徴収の場合は、普通徴収切替理由書の作成・提出は不要です。

提出期限

令和5年1月31日

提出先：館山市役所　税務課　市民税係

※ 提出が遅れると**従業員への課税や各種証明書の発行が遅れてしまいます。**

給与支払報告書（総括表）の記載のポイント

記載例

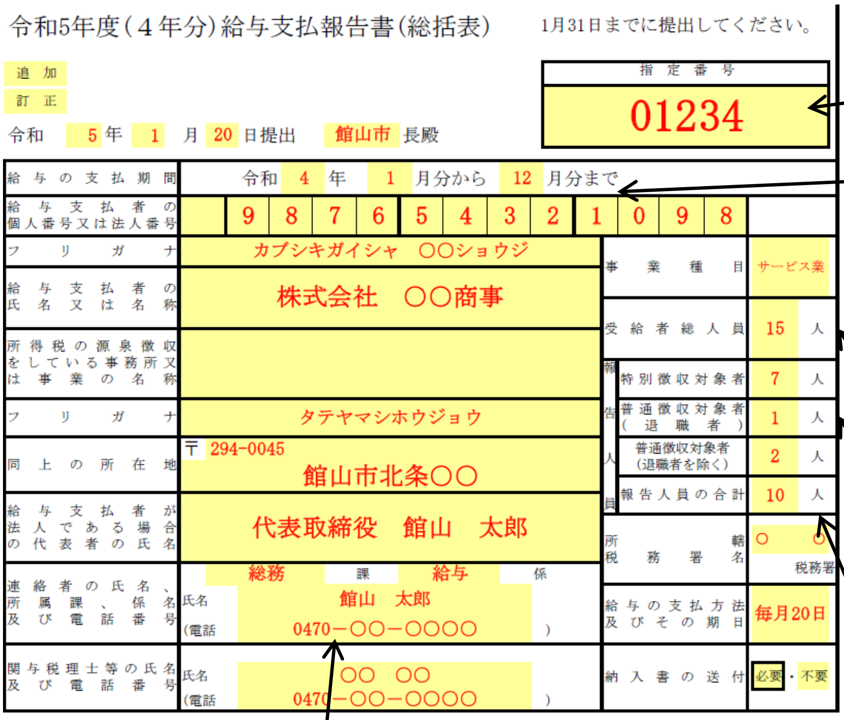

令和5年度（４年分）給与支払報告書（総括表）　1月31日までに提出してください。

追　加

訂　正

令和 5 年 1 月 20 日提出　館山市 長殿

指定番号 01234

給与の支払期間	令和 4 年 1 月分から 12 月分まで		
給与支払者の個人番号又は法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8		
フリガナ	カブシキガイシャ　○○ショウジ	事業種目	サービス業
給与支払者の氏名又は名称	株式会社　○○商事	受給者総人員	15 人
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称		報告人員 特別徴収対象者	7 人
フリガナ	タテヤマシホウジョウ	普通徴収対象者（退職者）	1 人
同上の所在地	〒 294-0045 館山市北条○○	普通徴収対象者（退職者を除く）	2 人
		報告人員の合計	10 人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	代表取締役　館山　太郎	所轄税務署名	○　○税務署
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	総務 課 給与 係 氏名 館山　太郎 （電話 0470－○○－○○○○ ）	給与の支払方法及びその期日	毎月20日
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 ○○　○○ （電話 0470－○○－○○○○ ）	納入書の送付	[✓ 必要]・不要

整理番号

これまで特別徴収をされていたことがある場合、**指定番号**を記載してください。

2　給与支払者の個人番号又は法人番号

給与支払者が**法人の場合、法人番号**を、**個人事業主の場合、個人番号**を記載してください。
なお、個人番号を記載する場合、左側1文字を空欄にしてください。

14　受給者総人員

他市区町村分を含めた全従業員の人数を記載してください。

16　普通徴収対象者（退職者）

各市区町村に提出する分の人数のうち、**退職者の人数**を記載してください。

8　連絡者の係及び氏名並びに電話番号

給与支払報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。

18　報告人員の合計

各市区町村に提出する分の人数を記載してください。

給与支払報告書（個人別明細書）の記載のポイント

詳細な記載方法は、税務署で配布している「給与所得者の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」（国税庁のＨＰからもダウンロードできます。）を御覧ください。
特に注意する点については以下のとおりです。

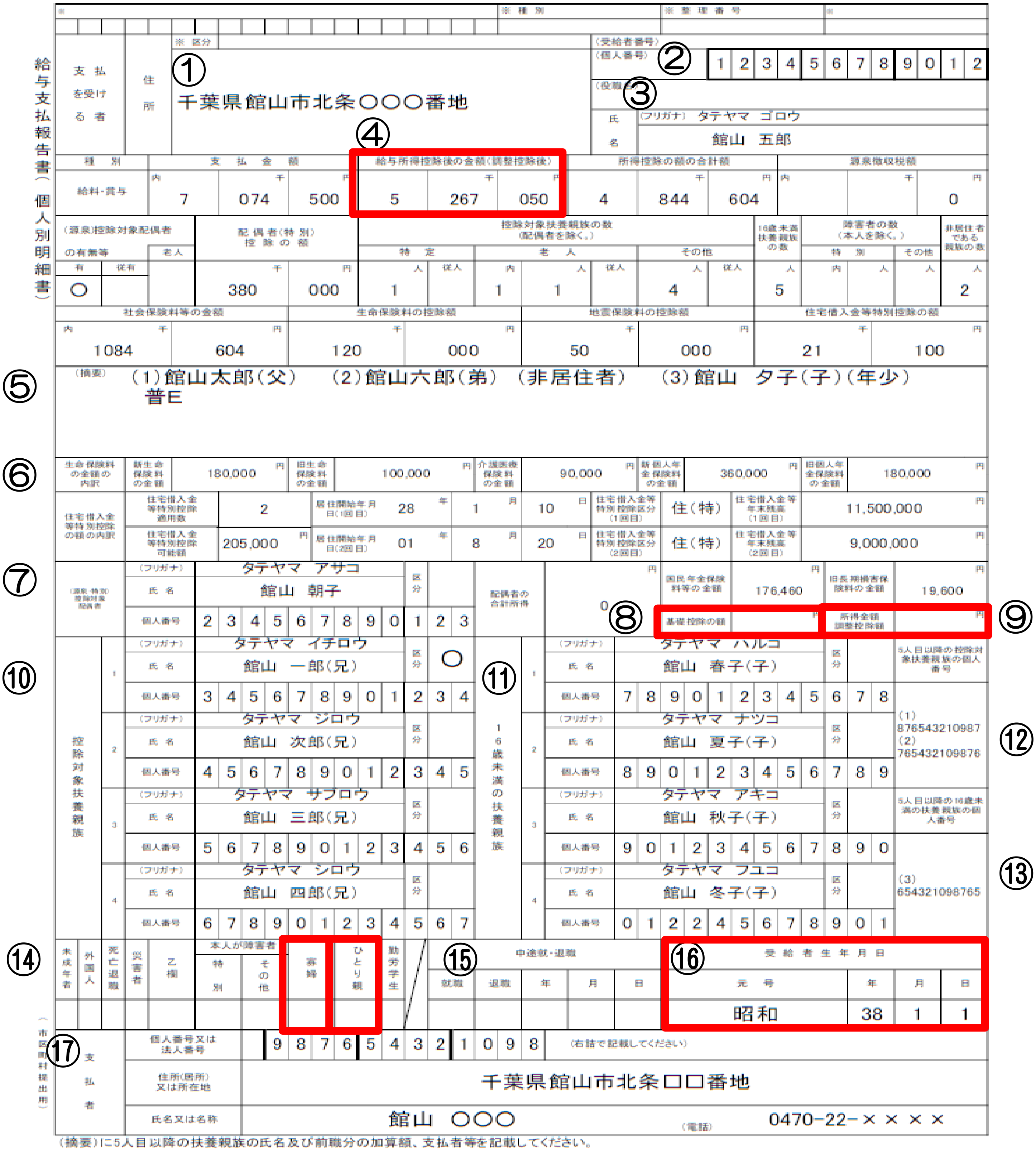

給与支払報告書（個人別明細書）

※	※種別	※整理番号	※

支払を受ける者	住所	※区分 ① 千葉県館山市北条〇〇〇番地
	（受給者番号） （個人番号）②	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
	（役職名）③	
	氏名	（フリガナ） タテヤマ　ゴロウ 館山　五郎

種別	支払金額	④ 給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	内 7千 074 500円	5千 267 050円	4千 844 604円	内 千 0円

（源泉）控除対象配偶者の有無等 有	従有	老人	配偶者（特別）控除の額	控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）特定	従人	老人 内	人	従人	その他	従人	16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く。）特別 内	人	その他	非居住者である親族の数
○			380千 000円	1人		1	1人		4人		5人				2人

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
内 1084千 604円	120千 000円	50千 000円	21千 100円

⑤ （摘要） （1）館山太郎（父）　（2）館山六郎（弟）（非居住者）　（3）館山　夕子（子）（年少）
普E

⑥ 生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	180,000円	旧生命保険料の金額	100,000円	介護医療保険料の金額	90,000円	新個人年金保険料の金額	360,000円	旧個人年金保険料の金額 180,000円

住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	2	居住開始年月日（1回目）	28年	1月	10日	住宅借入金等特別控除区分（1回目） 住（特）	住宅借入金等年末残高（1回目）	11,500,000円
	住宅借入金等特別控除可能額	205,000円	居住開始年月日（2回目）	01年	8月	20日	住宅借入金等特別控除区分（2回目） 住（特）	住宅借入金等年末残高（2回目）	9,000,000円

⑦ （源泉・特別）控除対象配偶者	（フリガナ） タテヤマ　アサコ 氏名 館山　朝子	区分	配偶者の合計所得	0円	国民年金保険料等の金額 176,460円	旧長期損害保険料の金額 19,600円
	個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3				⑧ 基礎控除の額 円	⑨ 所得金額調整控除額 円

⑩ 控除対象扶養親族

	氏名	個人番号	区分	
1	（フリガナ） タテヤマ　イチロウ 館山　一郎（兄）	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		○
2	（フリガナ） タテヤマ　ジロウ 館山　次郎（兄）	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5		
3	（フリガナ） タテヤマ　サブロウ 館山　三郎（兄）	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		
4	（フリガナ） タテヤマ　シロウ 館山　四郎（兄）	6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7		

⑪ 16歳未満の扶養親族

	氏名	個人番号	区分
1	（フリガナ） タテヤマ　ハルコ 館山　春子（子）	7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8	
2	（フリガナ） タテヤマ　ナツコ 館山　夏子（子）	8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	
3	（フリガナ） タテヤマ　アキコ 館山　秋子（子）	9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
4	（フリガナ） タテヤマ　フユコ 館山　冬子（子）	0 1 2 2 4 5 6 7 8 9 0 1	

⑫ 5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号
（1）
876543210987
（2）
765432109876

⑬ 5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
（3）
654321098765

⑭ 未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	その他	寡婦	ひとり親	勤労学生	⑮ 中途就・退職 就職	退職	年	月	日	⑯ 受給者生年月日 元号	年	月	日
															昭和	38	1	1

⑰ 支払者	個人番号又は法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 （右詰で記載してください）
	住所（居所）又は所在地	千葉県館山市北条□□番地
	氏名又は名称	館山　〇〇〇　（電話） 0470−22−××××

（市区町村提出用）

（摘要）に5人目以降の扶養親族の氏名及び前職分の加算額、支払者等を記載してください。

各番号の記載すべき事項は、３ページを参照

記載欄名	記載すべき事項
① 住所	**令和５年１月１日（中途退職者は、退職時）現在の住所又は居所**を記載してください。
② 個人番号	受給者の個人番号を記載して下さい。
③ 氏名	**必ずフリガナを記載**してください。
④ 給与所得控除後の金額（調整控除後）	**給与所得控除後の給与等の金額を記載してください。 なお、所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記載してください。**
⑤ （摘要）	**○ 他社分（前職分の加算額）の支払金額、源泉徴収税額、社会保険料の金額及び支払者** 前職分を加算した場合は、必ず記載してください。 **○ 普通徴収（個人払い）の場合は、普通徴収切替理由書に記載されている符号（普Ａ～普Ｆ）** **○ 合計所得金額が 1,000 万円を超える受給者で、同一生計配偶者が障害、特別障害又は同居特別障害の対象となる同一生計配偶者の氏名** 氏名の後に「(同配)」を記載してください。 〔例〕「(1) 氏名（同配)」 **○ 扶養親族又は 16 歳未満の扶養親族が５人以上いる場合は、５人目以降の氏名と続柄** 氏名の前に括弧書きの数字、氏名の後に「(続柄)」、非居住者である場合には「(非居住者)」を記載してください。 〔例〕「(2) 氏名（弟）(非居住者)」 16 歳未満の場合は、氏名（続柄）の後に「(年少)」と記載してください。 〔例〕「(3) 氏名（子）(年少)」 ※ 5 人未満の場合は、⑦「控除対象扶養親族」欄又は⑧「16 歳未満の扶養親族」欄に記載してください。 **○ 租税条約に該当する場合は、「租税条約〇〇条該当」と記載してください。**
⑥ 生命保険料の金額の内訳	令和４年１月１日～令和４年 12 月 31 日に支払った各保険料の金額を記載してください。控除額ではありませんので、ご注意ください。
⑦ （源泉・特別）控除対象配偶者	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者）の氏名、フリガナ及び個人番号を記載してください。また、控除対象配偶者が非居住者である場合には、区分の欄に「○」を付してください。
⑧ 基礎控除の額	「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。 **ただし、基礎控除の額が４８万円の場合は、転記する必要はありません。**
⑨ 所得金額調整控除額	所得金額調整控除の適用がある場合には、その額を記載してください。
⑩ 控除対象扶養親族	扶養控除の対象となる扶養親族の氏名（続柄)、フリガナ及び個人番号を記載してください。また、控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に「○」を付してください。
⑪ 16歳未満の扶養親族	16 歳未満の扶養親族の氏名（続柄)、フリガナ及び個人番号を記載してください。また、16 歳未満の扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に「○」を付してください。
⑫ 5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	「(摘要)」欄に記載した、5 人目以降の扶養親族の個人番号を記載してください。この場合、個人番号の前には、「(摘要)」欄において氏名の前に記載した括弧書きの数字を付し、「(摘要)」欄に記載した氏名との対応関係が分かるようにしてください。 〔例〕「(1) 876543210987」
⑬ 5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号	「(摘要)」欄に記載した、5 人目以降の 16 歳未満の扶養親族の個人番号を記載してください。この場合、個人番号の前には、「(摘要)」欄において氏名の前に記載した括弧書きの数字を付し、「(摘要)」欄に記載した氏名との対応関係が分かるようにしてください。 〔例〕「(3) 654321098765」
⑭ 未成年者から勤労学生の各欄	受給者について該当する事項がある場合に○を付してください。
⑮ 中途就・退職	年の中途で就職や退職（死亡退職含む）した方については「中途就・退職」の該当欄に「○」を付し、その年月日を記載してください。

記載欄名	記載すべき事項
⑯　元号	受給者の生年月日の元号を漢字「明治」「大正」「昭和」「平成」又は「令和」で記載してください。
⑰　給与支払者	給与支払者の住所又は所在地、氏名又は名称、電話番号および個人番号または法人番号を記載してください。

用語説明	
	(1) **源泉控除対象配偶者**：合計所得金額が 900 万円以下の受給者と生計を一にする合計所得金額が 95 万円以下の配偶者。 (2) **同一生計配偶者**：　受給者と生計を一にする合計所得金額 48 万円以下の配偶者。 (3) **控除対象配偶者**：　同一生計配偶者のうち合計所得金額が 1,000 万円以下の受給者の配偶者。

※「給与支払報告書」は、個人番号を記載しますが、本人に交付する「源泉徴収票」には記載しませんので注意してください。

個人事業主のみなさまへ

番号確認、本人確認へのご協力をお願いいたします。

個人事業主の方が給与支払報告書を提出する際には、総括表に記載された個人事業主（本人）の個人番号の確認と身元確認を行うため、次の書類の提示または添付が必要となります。

□　個人番号カードをお持ちの方

個人番号カード 1 枚で番号確認（裏面）と身元確認（表面）ができます。

□　個人番号カードをお持ちでない方

番号確認書類 … 通知カード（記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限ります。）や個人番号が記載された住民票の写しなど。

＋

身元確認書類 … 運転免許証、パスポート、公的医療保険の被保険者証、館山市総括表（プレ印字済み）、ほか顔写真付きの身分証明書など。

※　個人別明細書に記載された従業員の方の個人番号の確認と身元確認は、事業主の方が行うこととされているため、**従業員の方の番号確認書類及び身元確認書類の提出は必要ありません。**

提出時の必要書類について

□　**郵送の場合**

個人事業主の番号確認書類（写し）及び身元確認書類（写し）を同封し、ご提出ください。

□　**窓口の場合**　（ご提出にいらっしゃる方によって必要書類が異なりますので、ご注意ください。）

- **個人事業主（本人）が提出する場合**

  個人事業主（本人）の番号確認書類及び身元確認書類をご提示ください。

- **個人事業主に頼まれた方（使者）が提出する場合**

  個人事業主の番号確認書類（写し可）及び身元確認書類（写し可）をご提示ください。

  ※「使者」とは、個人事業主本人の代わりに作成済みの書類を持参して提出する方です。

- **個人事業主の代理人（税理士など）が提出する場合**

  個人事業主の番号確認書類（写し可）、代理権の確認ができる書類（税務代理権限証書や委任状、館山市総括表（プレ印字済み）など）及び代理人の身元確認書類をご提示ください。